

障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの
情報コミュニケーション等に関する条例制定に向けた考え方について

(付議の要旨)

地域共生社会の実現に向けた区の取り組みに関する基本的な考え方を明らかにするため、せたがやノーマライゼーションプランでは障害理解の促進や差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例制定に向け検討を行うとしてきた。このたび、関係所管と検討を行い、区としての考えをまとめたため、報告する。

1 主旨

区では、せたがやノーマライゼーションプランにおいて「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を基本理念に掲げ、各施策を展開している。

一方、日常生活や社会活動などにおいては、障害を理由として就労や移動、生活環境など様々な場面で社会的障壁や差別、偏見がいまだに存在する。加えて、性や暴力などの要素により複合的なものとなる場合もある。

このため、東京2020大会を契機とした先導的共生社会ホストタウンとしての取り組みなどにより障害理解の促進や差別解消に関する普及啓発に取り組んでいるが、障害当事者やその家族などから「障害当事者を地域で見守り、支える環境の整備」や「言語としての手話を始めとする障害者のコミュニケーション手段の利用しやすい環境の構築」などが求められている。

こうした状況を踏まえ、あるべき姿について議論を積み上げながら、その目的や基本理念、役割などを区民、事業者などと広く共有し、参画・協働によりその実現が図られるよう、条例の考え方について整理し、制定に向けた検討を進める。

2 他自治体の取組み状況（4ページ参照）

- ・東京都では、障害理解の促進及び差別解消の推進に関する条例に、「言語としての手話」の普及等の情報保障を含めて明記している。
- ・都内区市町村では、16区1市で条例が制定されている。（令和2年度末現在）

3 条例のあり方検討に向けた方向性

今般策定した「せたがやノーマライゼーションプラン」に基づき、障害理解の促進や障害者の差別解消のため、施策の総合的かつ計画的な推進に向け、課題を解決し実効性のある内容となるよう次の方向で検討する。

(1) 条例の必要性

- ・国の基本方針では、「条例との関係については、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取り組みの推進が望まれる。」と記されている。
- ・都の条例については、都全体を網羅するものではあるが、区としては、共生社会ホストタウンとして地域共生社会の実現を目指し、将来にわたってレガシーを築いていくという区の姿勢を明確に示し、必要な施策を展開していくためにも、条例を制定することが必要である。

- ・障害当事者や家族、事業者、区民等が、条例制定に至るプロセスで、様々な場面においてかかわることで、障害理解の促進や意識の向上につなげることが重要である。
- ・区では、国の基本方針等を参考に、平成28年に区の基本方針を作成して取組みを推進しているが、平成30年の都条例の施行や令和3年5月の改正障害者差別解消法の成立を受け、地域共生社会の実現を目指し、障害理解の促進や差別解消の推進をさらに図っていくためには、区の基本方針を包含した条例の制定が必要である。
- ・区民、事業者、障害者、障害者団体及び区がそれぞれ責務を担い、区民や事業者が地域の見守り活動に積極的に参加・協力することを努力義務として条例に位置づけ、意識づけを行うにより、地域の見守り活動を広めていくことが重要である。
- ・区民や事業所等に努力義務を課すだけでなく、障害者・児支援に携わる区職員もより一層意識向上を図り、当事者や家族の立場に立って考え行動できるよう育成する観点から、区職員の育成も義務付ける。

(2) 条例の目的

- ・地域共生社会の実現に向けた区の実施に関する基本的な考え方を明らかにする。
- ・障害理解の促進や差別解消、地域での見守りに必要な事項を定め、障害当事者や家族が、地域で安心して生活を送れる環境づくりを目指す。
- ・障害者が円滑に情報を取得し意思疎通ができるよう、障害者がわかりやすく、利用しやすい方法による情報提供の普及促進を目指していく。
- ・条例の制定を通じて、障害差別解消の考え方が浸透し、障害者に対する地域の理解が得られることにより、地域移行や地域定着、地域生活の安定化に向けた支援など、障害者の地域における自立した生活につなげていく。

(3) その他

- ・地域共生社会の実現を目指すうえで、障害理解の促進や障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーションについては、各々が手法として不可欠なものである。そのため、これらを一体に取り組むために、同一の条例の中に位置づけ、施策を推進することが適切と考える。

4 条例の構成案

- ・前文
- ・第1章 総則
目的、定義、基本理念、責務（区、区民、障害者、事業者、障害者団体）
- ・第2章 障害理解の促進及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策
啓発活動、相談対応
- ・第3章 障害者を地域で支えるための施策の推進
地域見守り活動の推進
- ・第4章 地域共生社会の実現のための基本的施策の推進
情報保障の推進、言語としての手話の習得及び普及等

5 条例における取組みのイメージ

鳥取県を中心に、地域の見守り活動として「あいサポート運動」が全国的に広がりを見せているが、区としても、先導的共生社会ホストタウンとして、「小学校への聴覚障害当事者による手話講師の派遣」や「障害者相談支援事業所、企業等への訪問研修」等の取組みを推進している。

また、地域包括ケアの地区展開の取組みなど身近な場でのサポートも推進しているが、区民や事業者等による地域の見守り活動を広げ、障害当事者や家族の拠り所がさらに増えることによ

り、区民の安全安心につなげることが重要である。このため、条例に基づく取組みの一環として、次のとおり「(仮称) 地域の見守り活動推進事業」について検討する。

(1) (仮称) 共生社会入門講座

よりきめ細かな単位の地区において意識啓発ができるよう、区民を対象とした共生社会に関する入門講座を実施する。

本講座を通して、障害種別による特性や合理的配慮など、障害者に関する基本的な知識を身に付け、日常生活の中で実践していただく。

(2) (仮称) 地域の見守り活動推進協力員制度

合理的配慮に向けた区の助成事業を活用している店舗や障害当事者、家族が日常的に訪れる薬局等の事業者に対し、困っている当事者を見かけたり、気になる情報が入った際には、率先して当事者を受け入れ、保護者や関係機関等につないでいただくよう協力依頼をする。

今後、これまで共生社会ホストタウンの取組みにご協力いただいた商店街や店舗、薬局等から調整を始めることとし、主旨に賛同していただいた事業者に対して、区から「(仮称) 地域の見守り活動推進協力員」として認証するステッカーを交付し、掲示した協力員となる店舗を中心に、地域の見守り活動を行っていく。

(3) 地域の見守り活動に貢献した区民・事業者等の表彰

地域の見守り活動や障害者への合理的配慮の活動を積極的に行い、模範となる活動の実績を踏まえ、個人や団体、事業者を地域から広く推薦を受けて、表彰を行う。

※ 毎年12月に開催する「区民ふれあいフェスタ」で行う区長表彰の対象者は除く。

6 検討体制

・専門家会議を設け、メンバーは次のとおりとする。

- ① 障害当事者・障害者団体
- ② 専門家（障害者施策推進協議会学識経験者）
- ③ 社会福祉関係者
- ④ 事業者
- ⑤ 区民（障害者施策推進協議会区民委員、無作為抽出選出者）
- ⑥ 行政（区障害福祉部長）

・地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会、自立支援協議会、障害者福祉団体連絡協議会等に対して検討状況を報告し、意見等を適宜反映させる。

・庁内に設置されている障害者差別解消推進委員会のもとで検討する。

7 地域保健福祉審議会の意見等

この間、地域保健福祉審議会や部会の障害者施策推進協議会、障害者団体等に条例制定に対する意見等を伺い、主に次のような意見等が出されている。

- ・地域の見守り活動推進協力員を検討としているが、あんしんすこやかセンターでは、高齢者見守りステッカー事業をすでに実施している。既存の事業との整理が必要ではないのか。
- ・障害者の地域の見守りは大切なことであり、積極的に進めてほしい。
- ・区として条例を定めるにあたり、すでにある東京都の条例と比較し、区で制定する意義を表していく必要がある。
- ・障害者差別解消法に基づく内容と手話言語とを同じ条例の中に位置づけられるのか。

8 今後のスケジュール（予定）

令和3年

- 8月 政策会議（条例の基本的な考え方、スケジュール等）
- 9月 福祉保健常任委員会（条例の基本的な考え方、スケジュール等）
- 10月 専門家会議（骨子案）
- 11月 政策会議（骨子案）
地域保健福祉審議会（骨子案）
- 12月 福祉保健常任委員会（骨子案）
専門家会議（素案）
政策会議（素案）

令和4年

- 1月 ワークショップ（素案）
- 2月 福祉保健常任委員会（素案）
- 3月 地域保健福祉審議会（素案）
- 5月 パブリックコメント（素案）
シンポジウム（素案）
- 6月 専門家会議（パブコメ等結果、案）
- 7月 地域保健福祉審議会（パブコメ等結果、案）
- 8月 政策会議（パブコメ等結果、案）
- 9月 福祉保健常任委員会（パブコメ等結果、案）
第3回定例会（条例案の提案）
- 11月以降 区民周知（区のおしらせ、ホームページ、リーフレット等）

令和5年

- 1月 条例施行

※上記の会議のほか、庁内会議や障害者施策推進協議会、障害者福祉団体連絡協議会、障害当事者、家族等の意見を伺い、検討を進める。

他自治体における関連条例の概要

	東京都	鳥取県	明石市
名称	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例	鳥取県みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例	明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例
施行年月	平成30年10月	平成29年9月	平成28年4月
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援相談員 ・紛争の防止、解決のための体制 ・調整委員会 ・情報保障の推進 ・言語としての手話の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動の推進 ・障害者差別解消相談支援センターの設置 ・災害に備えた支えあいの地域づくり ・災害発生時の対応 ・障害者の就労促進 ・文化芸術の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解に関する施策の実施 ・相談及び助言等 ・あっせん ・差別解消を支援する地域づくり協議会
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援相談員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり協議会の設置